

訪問看護重要事項説明書（医療保険・介護保険）

中部メディカル 訪問看護ステーション

1 事業所の概要

事業所名	中部メディカル 訪問看護ステーション
所在地	名古屋市守山区小幡南3-17-31 カーサ・ルーチェB-3
事業所番号	2361390186
サービス提供地域	守山区・名東区・北区・千種区・東区・尾張旭市

2 事業所の職員体制等

職種	従事する業務	人員
管理者	業務全般の管理	1名
サービス担当職員	サービス担当	12名（常勤6名、非常勤6名）
内 訳 看護師 理学療法士		6名（常勤5名、非常勤1名）
		6名（常勤1名、非常勤5名）
事務員	業務の事務全般	1名（常勤1名、非常勤0名）

3 営業時間

区分	平日（月～金） 祝日
営業時間	9:00～17:00

※但し、夏季休暇（8月13日から8月15日）、年末年始（12月30日から1月3日）を除く。

4 運営方針

- (1) ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるよう支援します。
- (2) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、統合的なサービス提供に努めるものとします。

5 サービスの内容

- (1) 「訪問看護」は利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが療養上の世話又は診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ①病状・障害の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③療養上の世話 ④褥瘡の予防・処置 ⑤リハビリテーション ⑥認知症患者の看護
- ⑦療養生活や介護方法の指導 ⑧カテーテル等の管理 ⑨その他医師の指示による医療処置

6 利用者負担金

- (1) 利用者からいただく利用者負担金は、介護保険、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記の通りです。
- (2) 利用者負担金は、サービスを受けた翌月に請求書を発行いたします。口座振替もしくは現金でお支払いください。

◆利用者負担金（医療保険法定利用料）

訪問看護基本療養費（看護師、理学療法士等）

週3日まで 5550円

週4日以降 6550円

訪問看護管理療養費

月の初日 7440円

2日目以降 3000円

負担金額は、お持ちの保険証の負担割合により異なります。尚負担金は、医療費控除の対象になります。

7 サービスに関する苦情窓口

- (1) 当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については、以下の相談窓口で承ります。

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談・苦情窓口

電話 052-792-9802 FAX 052-792-9803

管理者 三宅 恵美

ご不明な点は、お気軽におたずねください。

- (2) 当事業所以外に、市町村・区役所の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

8 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時および事故発生時にあっては、緊急対応のうえ利用者の主治医へ連絡し医師の指示に従います。また、登録されている緊急連絡先に連絡いたします。
- (2) 当事業所の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所のその責が

認められる損害賠償については、速やかに対応します。尚、当事業所は訪問看護事業者総合補償制度に加入しております。

9 秘密の保持

当事業所が行う指定訪問看護において、業務上知り得た利用者の情報は安く秘密を保持します。従業員が退職後にも在職中に知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

10 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- (2) 看護師等は利用者の心身の機能回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

以上の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

利用者代理人 住所

氏名 印

説明者 中部メディカル 訪問看護ステーション

管理者 三宅 恵美 印